

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

令和 5 年 第 1 回 沖 繩 県 議 会 (2 月 定 例 会)

令和 5 年 3 月 7 日 (火 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 令和5年3月7日 火曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午前11時7分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

出席委員

副委員長	下 地 康 教 君
委 員	仲 里 全 孝 君
委 員	座 波 一 君
委 員	玉 城 健一郎 君
委 員	島 袋 恵 祐 君
委 員	比 嘉 瑞 己 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 垣 光 栄 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	照 屋 守 之 君

委員外議員 なし

欠席委員

呉屋 宏君
瑞慶覧 功君

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長 島袋善明君
技術・建設業課長 森田 敦君
港湾課長 呉屋健一君

○下地康教副委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

乙第20号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1 議案説明資料及び資料2-1により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1 議案説明資料を御覧ください。

続きまして、1ページを表示同期します。

乙第20号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明いたします。

本議案は、令和3年第8回沖縄県議会で乙第5号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その6）の契約金額12億7930万円を1億77万9148円増額し、13億8007万9148円に変更するものであります。

変更内容は、特記仕様書に基づく週休2日の取組による、間接工事費の補正

等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○呉屋健一港湾課長 資料2-1により御説明します。

1 ページ目を御覧ください。

当該工事は、側面図及び平面図に赤色で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、左側2車線のP6橋脚に柱頭部現場打ち桁を1基整備し、桁セグメント36個の製作と、100個の桁セグメント約340メートルを架設する工事となっております。

2 ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明します。

土木工事における週休2日試行工事の実施に伴う間接工事費等の増であります。

建設業界は将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められております。このため県では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日の普及に向けて、令和2年9月以降に発注した工事から週休2日試行工事を実施しております。

本工事においては、休日取得の実績及び今後の見込みにより、4週8休以上の達成状況が確認されたことから、間接工事費等の補正に伴い増額するものであります。

3 ページ目を御覧ください。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その6）の1月時点の進捗状況の写真となっております。

4 ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は1億77万9148円となっております。

以上で乙第20号議案の説明を終わります。

○島袋善明土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○下地康教副委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、乙第20号議案請負契約の変更についてに関して質疑を行います。

今回、1億余りの間接工事費の補正に伴う増額ということでありましてけれども、この工期はどれぐらい延長になったのか、お願いいたします。

○呉屋健一港湾課長 当初の工期は令和3年10月9日から令和5年3月17日の525日でありました。これを変更いたしまして、令和5年6月30日の105日間の延長で630日間ということになります。

○新垣光栄委員 それに伴って1億77万円の増額ということで、私も週休2日には大賛成で、本当に労働環境をよくするためには必要だと思っております。

しかし、前回もお聞きしたんですけれども、なぜ当初から週休2日を前提に発注しなかったのか。

○呉屋健一港湾課長 当初は週休2日の取組ということでございまして、試行工事ということでありまして、前回の委員会でもお話がありましたけれども、精算方法ということで、当初では設計されていなかったかということでありまして、これまでは特記仕様書の中で、後ほど精算しますよということで、まずは計画を出してください、それに基づいて最後に精算するという増額変更ということになっておりました。

今後、通知文が出ておりまして、令和5年4月1日以降からは当初からの積算に含めて後で減額すべきということの方法に変わって、以前委員がおっしゃっていたように、増額変更するよりも当初で積み上げて後で減額するほうがすっきりするのではないかとということでありましたので、その方向に現在進んでいるということでございます。

○新垣光栄委員 当初入れておいて、減額するのであれば道理が通るけど、後で追加、追加というのは何か経費も余計にかかっているように思うんですよ。

例えば、今これほとんど間接工事費の補正ですよ。多分リース代が主な分

になっていると思うんです。やはりリース代は3か月の契約をした場合、まず100万円だとします。6か月になると200万になるかというのと、そうではないわけですね。150万で抑えられるとか、リース費というのは設置するのがお金かかるので、そうすると間接工事費というのは、リース物件に関しては間接工事の期間が2倍延びたから、2倍になるということはほとんどないと思いますので、そういうことも踏まえて契約の間接工事費は当初から入れたほうが抑えられるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○**呉屋健一 港湾課長** この辺については、積算の煩雑さを改善するというのと、業者とのやり取りを極力合理化していくという観点からも必要かと思っております。

○**新垣光栄 委員** 1億あったら今投資的予算が足りないといって市町村も大変ですので、その1億が5000万でも半減できればほかの事業にも回せると思いますので、ぜひ皆さんの頑張りでもう少しでも効率のよい事業執行ができるようになるしくをお願いいたします。

○**下地康教 副委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之 委員。

○**照屋守之 委員** おはようございます。
これ1億77万増額。補助率は一緒ですか。財源は。どうなんですか。

○**呉屋健一 港湾課長** 補助率は同じになります。10分の9です。

○**照屋守之 委員** これ非常に分かりにくいのは、4週8休になってこういう形で増額するということですが、これは積算そのもの自体が、例えば現場監督、技術者、それぞれの鉄筋工とか単価があって、この工事にかかる時間があるって、そういうのを全部やりますよね。それで積み上げて経費も含めて工事高が出るんだけど。これは別に4週8休だからとかということじゃないんですよ。この工事にはこれだけのそれぞれの時間がかかって、機械もこれだけ入ってということで積算すると思うんだけど、これ4週8休で見積もりする、そうじゃない見積もりする、でも根本的に積算というものがこの工事にはこれだけかかるというのはもともとできているんじゃないか。

あえてそこに4週8休だからということになると、現場代理人とかその時間

がオーバーするということになるわけですよ。これが分かりにくいんですけど。私が言っている意味分かりますか。

○呉屋健一港湾課長 積算の段階で通常の工期を設定する際に準備工の期間であつたりとか現場の休止率とか、いろんな稼働率とか、そういったものを加味して工期というのは設定されるわけです。その中で設定されていて、実際のところそういう週休2日とかという休みが入ってくるということになると、それなりに費用がかさんでくるということから、その費用の部分について積算後、後ほど精算するというので、今回の工事は凶っているということになります。

○照屋守之委員 この工期というのは、例えば自然、風もそう、雨もそう、いろんなものも含めて、それに耐え得るようなものを十分加味しながら取るわけでしょう。でもそこにかかる時間というのは、現場代理人が何百時間、鉄筋屋は何時間って、それで決まるじゃないですか。だからこれ週休2日だからどうのこうのという話じゃないでしょう。だから工期も、例えば3か月で本来終わるものを、いろんなものも含めて半年間取りましようねというのが工期なんじゃないですか。だからそれは週休2日になろうが、台風とかあるいは雨とかそういうことになると、それは請け負いする側は日曜日でもやらざるを得ない状況があつて、今までそうやってきたんじゃないですか。だからそこにあえて4週8休に伴って増額するという、そういうふうなことがあまり理解できないんですけどね。であればこれ全てやらないといけないんじゃないですか、そういう形で。一部そういう申入れがあつたらやる、やらんという——ほかの工事も含めてそういうふうにならざるわけでしょう。どうなんですか。

○呉屋健一港湾課長 この週休2日制の補正というのは、間接工事費の補正ということになりまして、現場の閉所達成状況に応じて補正係数を労務費、機械経費、共通仮設比率、現場仮設比率に乗じて、精算変更時に割増し補正を今回行っています。

具体的には、精算変更というものの方法は、現場閉所率が今回の場合は4週8休ということで、28日のうち8日を休みということにすると、28.5%を達成した場合には労務費を1.05倍、機械経費を1.04倍、共通仮設比率を1.04倍、現場仮設比率を1.06倍するというので、間接費を補正してあげるということになっております。

○照屋守之委員 だからそこがよく分からないんですよ。であれば最初から

そういうふうにお話しして発注すればいいわけでしょう、乗せて。そうしたら企業だってそういうふうな見積りするわけですね。工事入札はやりました、この金額でやります、後で追加してこうやりますというのは平等じゃないでしょう。だって最初からみんな企業にはこういう形でやりますよ、とやらないと、途中で安い金額で取って、後で追加してやるといったら、これ誰のためにやるの。これ働く方々、従業員の人たちは賃金がそれだけアップするんですか。その下請の企業にもその分当然上乘せして支払いするんですか。そういうメリットがあるということじゃないと、私の考えからすると、では何のメリットがあるのと。働く方々の待遇改善と言って、ではそれだけの分を——目に見えて従業員にも下請にも還元されているという、そういう数字も含めて上げるんですか。企業は、請負は。どうなんですか。

○呉屋健一 港湾課長 ちょっと分かりにくくしている要因というのは、試行工事ということで当初から積算に含めていなくて、後で増額変更して補正をするということになっているので、ちょっと分かりにくいのかなと。委員おっしゃるように、当初から休みがこれだけあればこれだけの工期が必要なので、これだけの間接費がかかるということで積算をすれば非常に分かりやすいということであるんですけども、今回の場合には後で精算変更するという方式でやってきているものですから、ちょっとそこが分かりにくいというのが一つあります。

また、実際の労務の方々に支払われる賃金については、実際のところの週休2日のものとは直接はリンクしておりませんで、実際のところの支払いというのは、業者が下請けされていれば下請契約の中で実際に支払っていくということになるかと思えます。

○照屋守之 委員 いやだから、この今の働き方改革だの何だのと言って、人材を確保するとか、そういう環境をつくるという狙いでこうやるわけでしょう。金額増えました、ではそこで働く方々にはどういう還元がされているか分かりませんといったら、これは改善になりますか。ならんでしょう。だから業界はそういう形で人材育成もしたい、今こういうことだから現場の仕事をなかなか若い人たちも好まない、人が足りないという形で四苦八苦しているわけでしょう。だからそういうのも含めて週休2日という仕組みをつくって、やりますよ。そのときに、ではそこで働く方々の改善につながっていますか。つながっているということで皆様方が確約取らないと、これやったって直接還元されなければ改善になりませんよ。

下請もそうですよ。下請だって、これだけの金額でやっているという、ではこういうふうになりますからあなた方にあげますかという、この分追加しますよということがあればいいけど、我々何もないよって、我々が調査して調べて確認を取ったら、ではこれ何のためにやるんですかということにしかならないんじゃないですか。そこはだからしっかりそういうことをやることによって働く方々、技術者もそう、下請の方々もそう、どのぐらい還元されているかというのはしっかり把握すべきですよ。どうですか。

○呉屋健一 港湾課長 委員がおっしゃるのも理解はできます。今回行っているのは週休2日の実施による間接工事費の補正に伴っての変更増ということでありまして、週休2日自体が、建設業界がかなり、建設の技能者がかなり高齢化していると、大半が50歳以上の年齢を占めているということから、若者に労働環境をよくして加入してもらいたいということから進めているものでありまして、働き方改革の一つというふうに理解していただければいいかなと。また、それ以外にはトイレをよくしたり、女性が働きやすいような環境も講じているところもございます。また先ほど委員がおっしゃったように賃金の問題、これについても別途の手法でやっているところもありますので、トータルで働き方改革というふうに御理解いただければありがたいと思います。

○照屋守之 委員 だからそれは、理解はするけど、じゃあ実際に現場でそうなっていますかということを確認する必要があるんでしょう。一番の労働環境改善というのはやっぱり賃金、報酬ですよ。こういうのを週休2日、4週8休制でちゃんとこうやりますよ、はい、追加して出しますよと言って、じゃあそれを認めますよ当然。認めるけど、じゃあどのぐらい従業員にも還元されているか。下請の方々にも還元されているかというふうなことが分からん限りは、これはじゃあどこに行くんですかという話ですよ。だって仕事ができているんだから。今までどおりできていますよ。請負はそれだけの金額でこれだけの工事をいつまでやるという契約なんだから、それはしっかりやらないと、請負業者だって信頼がなくなるから大変でしょう。発注者だって大変じゃないですか。だから労働環境改善のためにこういうようなことをやりますよと、皆さん方1億余り追加する。じゃあその追加されたものがどうなっているのかということも押さえていかないと。我々だって非常にそこに関心があるんですよ。こういう工事はこうなりました。今までの工事と何が違いますか、皆さん。手当がついたんですか。下請も少しアップしたんですか。何が改善されたんですか。直接メリットがあるようなものが確認できれば、我々もいい仕事していますね、

よろしく願いますとなるけど、何も変わっていませんと言われたら大変ですよ。

部長、そこはだから、環境を改善するのにいい仕組みだからね——やっぱり皆さん方が改善された金額はどういう形で従業員に還元されているのか、工事関係者に還元されているのか、下請業社に還元されているのか、資材の元に還元されているのかという、そこはやっぱり確認しましょうよ。いかがですか。

○森田敦技術・建設業課長 週休2日制については、平成29年から取組を行っております。その中でまずは積算については先ほど港湾課長からも話がありましたように、当初では積算には乗せなくて、後で、精算時にやるというふうなものは行っております。先ほどもありましたとおり、令和5年度の4月からは当初積算から計上するというような形に今、土木建築部ではやろうと思っております。あと先ほど単価に——賃金についてなんですけど、公共事業労務費調査というのを毎年国のほうで、県も一緒になって実施しております。9月頃ですかね。それを基に予定価格の基になる設計労務単価というのが決まります。設計労務単価については令和4年度のものにはなるんですけども、沖縄県は前年度から1.3%伸びていますと。この伸びというものは10年ですかね、平成24年度から労務単価というのは毎年今伸びているような現状にはなっております。個々の賃金を調べているのはなかなか難しいんですけども、単価的には毎年上がっていているという状況になっております。

以上でございます。

○島袋善明土木建築部長 私のほうから、やはりこの週休2日について、これは国のほうからもぜひ働き方改革の一環として、国土交通省としても省をあげて取り組んでいると。特に、若者、担い手を確保するためにも、現場の状況の改善というのは必要だと。特に賃金アップ、福利厚生、きちんと休みがもらえることということは非常に重要だと。先ほど技建課長からも答弁ありましたが、基本的にはもう新年度からは、最初で積算で見込んでおくというスタイルに変えます。そして、照屋委員御指摘のとおり、例えば週2日休みを取ることによって、例えば流出土だったり、現場の経費が、当然工期が伸びるわけですから、それだけかかるんだと。増額支払ったものがちゃんと——例えば下請さん、技術屋さんとかにもそれが行き渡っているよねと。それまでチェックして初めて、ちゃんと現場環境が整っている、賃金向上、業界団体の向上につながるという御指摘です。おっしゃるとおりですので、今後しっかりと我々は、新年度からは最初から積算を含めて、それがちゃんと行き渡っているよという

のを——方法は今後検討が必要だと思いますけれども、施工計画書なり、あるいは現場の管理をする中で、その辺はしっかり確かめていきたいと思います。以上です。

○照屋守之委員 それと、この工事と関連して、この先の埋立ても含めて、東部海浜開発事業ですね、何か完成が少し遅れたじゃないですかね。これさらに遅れるんですか。この前ちらっとそういう話があって、これもっと延びるという話を聞いたんですけど、土建部に確認してくれないかと言われたんですけど、埋立てとか、道路もあっちの先の工事も含めて、またさらに遅れるんですか。どうなんですか。

○呉屋健一港湾課長 埋立てについては、令和7年度というところから令和11年度になりますというふうに以前申し上げておりますけれども、予算の状況に大きく左右されるところがございまして、令和5年度もなかなか金額が少なくなっておりまして、遅れる方向になりそうだという感じがいたします。

○照屋守之委員 じゃあ、ここは順調にいても、先の埋立てが令和11年度からさらに予算が取れなければ、工事が遅れていくという、そういう理解でいいんですか。

○呉屋健一港湾課長 予算がないならないなりにちょっと頑張っていけないといけないというところはありますけれども、まずは予算の確保に向けて我々も努力していかなければいけないと考えております。

○照屋守之委員 いやいや、これ東部海浜開発事業、これいつの事業だから。予算、予算と言って、これ県が埋立する分と、国もそうだけど——あるんでしょう。だって、この工事は、もう地域住民も東部海浜開発事業も含め、あの地域もそうけど、沖縄市もこの中部地域も全部そうけど、もう今さら予算がどうのこうのということじゃないでしょう。だってそれは必要なものは、特に国もそれは理解しているんだから。強く言って、県の持ち分のその埋立ては、これと並行してやっていって、令和7年から11年にこれだけ遅れているにもかかわらず、さらにこの11年から遅れるということになると、これはもう大変ですよ。予算は当たり前につけないと。これが一括交付金とかハードの事業でそういうふうなものの財源が必要だったら、なおさらのこと強くそういう形で要求してやっていかないと、こういう予算がつかないから一括交付金が減らされ

るわけでしょう。だから強く、とにかく必要な分は言って、並行して全体を進めさせるということをしないと、いくら入り口でここでやったってね、じゃあいつ使えるようになるんですか。市民、県民はその関心ですよ。そこはもうぜひお願いしますね。

以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 何点かちょっと確認させてください。

今回、特記仕様書に基づいての週休2日の取組についてなんですけど、これの特記仕様書に明記することの、法的根拠は何ですか。

○呉屋健一港湾課長 土建部であります通知に基づいて、特記仕様書にこう書くということで統一事項がありますので、それに基づいて特記仕様書を作成しております。

○仲里全孝委員 課長、その作成するのは分かっているんですよ。特別に仕様書を設けているわけですから。当初予算で組んでいなかった。今度補正で組むんですよ。その根拠は何ですかということなんです。

○呉屋健一港湾課長 補正予算ということではなくて、当初からこの工事に関する予算というのは確保してございまして、発注する際に後ほど精算しますよということで精算をしているということで、もともとから当初予算で工面しているということになります。

○仲里全孝委員 ちょっと分かりにくいんですけどね。その今約束事というのは特記仕様書に明記しないといけないんですよ、一般論から言ったら。それはされていますか。

○呉屋健一港湾課長 特記仕様書の中に、精算変更時に割増しして補正を行うものとするというふうに記載しております。

○仲里全孝委員 私が今確認したいのは、週休2日に対して、受注してからそれは調整業務に入りますよと、そういった何か文言を入れているんですかとい

うことなんですよ。

○呉屋健一港湾課長 特記仕様書のところで、見出しにも週休2日の試行工事についてということで記述を始めておりました、その中で精算変更時に割増し補正を行うものとするというふうに項目の中に明記しております。

○仲里全孝委員 課長、ちょっと教えてほしいんですけど、そこに週休2日の文言がありますかということなんですよ。

○呉屋健一港湾課長 週休2日工事についてと題して、その中に、ちょっと読み上げたほうが早いかなと思いますので、数行読み上げます。「間接工事等の補正に当たっては、以下の現場の閉所達成率に応じて以下に示す補正係数を、労務費、機械経費、共通仮設比率、現場管理比率に応じて精算変更時に割増し補正を行うものとする。精算変更後の工事完成まで下回らないように留意すること」というふうに記載しております。

○仲里全孝委員 当初、受注者はそれを見込んで落札されているんですか。

○呉屋健一港湾課長 特記仕様書を理解して応札しているものと考えます。

○仲里全孝委員 それから言うと、これ補正の定義に当たりますか。もともと含んでいるんじゃないですか。パイは全部取って、予算は確保して。今回補正で提案されているんですよ。

○下地康教副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑内容について確認があった。)

○下地康教副委員長 再開いたします。

呉屋健一港湾課長。

○呉屋健一港湾課長 この工事に関する予算というのは、当初から交付申請をして、その当初予算内で増額補正ということになります。

○仲里全孝委員 分かりました。あと1点教えてください。今回週休2日の取

組によって、先ほども言った1億77万9148円増額しております。これ契約の変更ということで説明を受けました。週休2日の定義を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 特記仕様書の中にも記載しておるんですけども、週休2日とは、1週間のうち2日間の休日、現場閉所を確保することを言う。土日じゃなくても可能ということになっております。

○仲里全孝委員 それが週休2日の定義で理解してよろしいですか。

○呉屋健一港湾課長 特記仕様書にもそのように記載しております。

○仲里全孝委員 一般論として、特記仕様書では明記されているのは分かっているんですよ、さっき聞きましたから。週休2日の定義というのを教えてもらえないですかね。

○呉屋健一港湾課長 この工事においては、週休2日とは先ほど申し上げたとおり、1週間のうち2日間の休日を確保することを言うということになります。

○仲里全孝委員 週休2日の取組なんですけれども、ちょっと今回この工事で契約の変更というふうに提案されておりますけれども、週休2日、もともと労働基準監督署のほうから、雇用主のほうに推進するわけではないですか。

○呉屋健一港湾課長 雇用主のほうに推進するという考え方もございますけれども、やはり我々が行っているこの建設事業ですね、建設業界の動向を見ると、やはり働き方改革ですね、それは非常に重要になりますので、週休2日で働きやすい環境をつくってあげることから、我々のほうからでも推進することによってこのような取組を行っております。

○仲里全孝委員 労働条件、例えば働き方改革の話もありました。それも含めて、これを雇用主——例えば今回の場合会社だとか、プロジェクト、工事、たくさんあるじゃないですか、沖縄県は。みんなこの工事は週休2日取り組んでいます。この工事は週休2日取り組んでないです。そういうばらばらになりますよね。大きいプロジェクトは週休2日制取り組みますと。いや、小さい工事は取り組まないと。県の考え方はそうじゃないと思うんですよ。全ての事業に、週休2日制というのは今も29年からですか、先ほどの説明で。もう全てが取り

組まれているんですよ。週休2日制の定義も、週2日とかじゃなくて定義も出てると思うんですよ。例えば週40時間だとか。そういうのも出ていると思うんですよ。今そういう取組をすると、まばらになりますね。沖縄県の方針がちょっとおかしくなる。その点いかがですかね。

○森田敦技術・建築業課長 週休2日制については先ほどお話ししたとおり、平成29年から行っております。そのスタート当時は、発注者側と請負者側で協議をして、じゃあこの工事は週休2日制でやりましょう、これはできませんというのがちょっとありましたので、なかなか全部やるというのはちょっと難しかったんですけども、今週休2日、4週8休というのが、令和3年度には大体68%が今週休2日というのが達成できております。そういう事情もあって、令和5年4月からは、基本的には週休2日でいこうということで、先ほど言っていたとおり、当初から4週8休——週休2日で積算して予定価格をやろうということにしておりますので、基本的には令和5年度からは週休2日、全体的になっていくだろうということで考えております。

○仲里全孝委員 令和5年からの県の発注は全て、週休2日というのは特記仕様書に明記するという理解でよろしいですか。

○森田敦技術・建設業課長 基本的にはそうなんですけど、今土木建築部はそうしようと思っております。あと、なかなか緊急性のある工事であるとか、時間的に制限がある工事とかいろいろありますので、そういう場合は、例外も多少ありますけど、例外を除いて基本的には当初から週休2日でいこうと考えております。

○仲里全孝委員 だから課長、私が疑問に思っているのはそこなんです。だって沖縄県でも従業員がいます、週休2日、これ公務員法にうたっていると思うんですよ。建設業界でもそうだと思うよ。これは雇用主の責任だと思う。それを県が推進すれば、各プロジェクト、工事ごとではなくて——道路を歩いてこの工事の看板が出ていますよ。沖縄県の同じプロジェクトで、この工事は週休2日制を推進していますとか、看板が出ているんですよ、今。しかし、少し行ったら看板出ていない、みんなばらばら。これは私、県が雇用主にもう少し力強い推進をすべきではないのかなと思うね。だから先ほども課長が言うように、県が発注する全て、もう週休2日制は当たり前ですよ。そう取り組めばいいと思うんですけど、それはいかがですか。

○森田敦技術・建設業課長 労働基準法も令和6年度からは改正されて、建設業のほうにも罰則規定が適用されますので、その辺は雇用主のほうでも考えるはずですので、今後、やっぱり週休2日制という労働環境がいい方向に行くと考えております。

○仲里全孝委員 そのように取り組んでください。今みたいに週休2日に組み組めば、予算を1億円も増額しますとか、それはちょっとナンセンスだと思うよ、そういうやり方。従業員が週2日休んで、間接工事に例えばリース代とかそういったものが増えますよということなんです。これもちょっと僕は疑問がある。当初の皆さんの週休2日の目的からちょっと脱線しているんじゃないかなという気がしますね。

委員長、以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この道路は人工島へのアクセス道路となっているんですが、一部使用開始はされているんですか。

○呉屋健一港湾課長 現在工事中なので、一般供用はなされておられません。

○崎山嗣幸委員 何でこれを聞くかという、この人工島に絶滅危惧種のコアジサシが4月から500羽飛んでくると言われて、沖縄市のほうでは補正予算で470万が可決されたら、この人工島ビーチへの3月から一部使用を開始するということが報道されているんだけど、この道路が使えないと、今言った人工ビーチは使えないでしょう。だからこれと連動しているんじゃないかと聞きたいんだけど。

○呉屋健一港湾課長 この辺のコアジサシのお話については、沖縄市のほうでいろいろと考えているようでございまして、我々もそれに協力していくような考えでございまして。

○崎山嗣幸委員 いやだから、この道路を3月初旬に一部使用を開始したいと、人工ビーチをね。そういうことをすると、さっき言ったように絶滅危惧種の人

工島への飛来が影響を受けるということのようなんだけれども、県はこれはそのまま3月の初旬から一部使用開始しようという考えですかというのを聞きたいわけ。

○呉屋健一港湾課長 この辺については、先ほど申し上げたとおり、コアジサシ等の生息の環境づくりについて沖縄市と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 関係部局と調整しながら考えていきたいと。

○呉屋健一港湾課長 沖縄市とも連携してやっていきたいと。ただ、沖縄市のほうで具体的にどのようにするかというのが、まだ予算を計上している途中ということのを伺っていますので、今後明らかになってくるのかなと思っていますので、その際には協力してやっていくということになります。

○崎山嗣幸委員 では、これは絶滅危惧種と言われている——人工島に、そういう営巣というのか、つくるために飛んでくるということらしいんだけど、言われていることについては、これは防止計画で、ここに飛ばないようにするという防止計画をするということだから、そうすると今提起されている道路が一部使用されて、ビーチが供用開始されるとなると、このコアジサシということについて飛来ができなくなるということをおるので、専門家からしたら人工ビーチのオープンするこの計画前に、防止計画ではなくて、この誘導する、代替地を探したらどうかと提起しているわけよね。その問題を解決しないと、この道路が開通されて、人工ビーチに直結して、ビーチが開かれたら、これが影響を受けるということをおっしゃっているわけですよね。そうするとそのまま事業の進捗というのが難しくなるんじゃないですか。道路も人口ビーチに直結するのが。その辺はいかがですかというのを聞いているんです。

○呉屋健一港湾課長 先ほども申し上げましたけれども、沖縄市のほうで生息の環境をいかにして保全していくか、影響がないように工事を進めることができるのかということをおっしゃるので、これから考えるということになっていますので、今後協力していきたいというふうに考えています。

○崎山嗣幸委員 県と沖縄市の役割はどんなところで分けられていますか。要するに道路の開通は県がやって、人工島は沖縄市との調整というのか。

○呉屋健一港湾課長 造成自体は県のほうで養浜等をやっております。沖縄市のほうになりますと、沖縄市は管理ということで、将来的にはビーチの管理をお願いするというので約束事ができておりますので、その辺のビーチの運営・管理については沖縄市のほうでやるということになっております。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、このアクセス道路が開通しないと、人工ビーチが開けないんですよね。だから沖縄市の計画と県の計画は連動しているんですよ、この問題は。相当連携をして考えないと、環境部もかな、土木部もかな。しっかり県としての対応を、見解を出さないと事業進捗に影響するんじゃないかと僕は聞いているわけですよ、それは。だから土木だけの問題じゃないかもしれないが、関係団体としっかり詰めてやらないと事業実施に困るんじゃないかと私は思っていて聞いているんですよ。関係部局との調整もしてないですからこれは。

○呉屋健一港湾課長 先ほども申し上げましたように、沖縄市とも調整しながら、また泡瀬については環境監視委員会というのがございますので、その中でも意見が出てくるかと思っておりますので、その中でもんでもらいたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 沖縄市の調整も必要だよ、どっちにしてもこの絶滅危惧種500羽コアジサシということは環境の視点からも、そういった渡り鳥が飛んでくることに関して県の対応が問われてくるので、土木だけじゃなくて県が示さないと調整は難しいと思うから、ここはしっかり詰めたほうがいいと思います。私はそこは——こう言っているのはこの事業に影響するんじゃないかということと言っているのであって、その見解は県の対応もね、しっかり議論をして、沖縄市だけじゃなくて県としての対応をしっかり検討——見解出したほうがいいと私は思いますよ。これ部長はいかがですかね。土木だけの範疇じゃないと思うんだけど。絶滅危惧種コアジサシの飛来が、人工ビーチによって防止された、そこに飛んで来られなくなることに関しては環境部との関係もあるんじゃないですか。

○島袋善明土木建築部長 先ほど来港湾課長から答弁させていただいておりますけれども、今沖縄市のほうで契約をして、コアジサシの状況についての現状と、今後の対策について検討するというふうに聞いていますので、我々土木建築部

も、あるいは環境部、沖縄市と連携しながら、今後どういった方策が必要になってくるのか、しっかりと調整を行っていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** だから問題提起をしますので、この工事に影響するかどうかも含めてあるので、ぜひ環境部局と調整の対応をお願いしたいと思います。提起だけしておきます。

終わります。

○**下地康教副委員長** ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○**座波一委員** 今環境の問題まで質疑がありましたから、ちょっと環境問題に触れたいと思いますけれども、人工島を造るに当たって、今この泡瀬の自然環境というのは環境監視委員会の中でも注目されて、コアジサシも含めて——例えばトカゲハゼがいるわけですね。その辺は、県としては、この人工島を造るに当たって、その辺の在来種をどう保護するかという、そういった議論はどのようになっていましたか。

○**呉屋健一港湾課長** 環境の保全については、当初、埋立申請がございますので、アセスを実施しております。そのアセスの中で環境保全措置ということで、幾つかの部門がありまして、トカゲハゼであったり、通常一般的に行われる大気とか水質とか振動とか、悪臭等も含めますけれども、いろんな藻場とか、そういったものもありまして、そういう調査を国と県で役割分担をして調査をしております。またそれを評価をする委員会を設けていまして、その委員会の中で議論をしてもらうということで、環境保全に努めております。

○**座波一委員** 時代から言うと、もう環境に優しい土木、環境再生する土木というそういう言葉が今出てきていますけれども、やはりそういうふうな環境を重視した公共工事になるべきだと思っています。ですから、さっき言ったこの在来種の保護の仕方、明確に例えばこの辺に保護区的なものをつくるとか、この辺にさっき言ったコアジサシの営巢のゾーンをつくるとか、そういった計画はなかったんですか。

○**呉屋健一港湾課長** コアジサシのほうは環境保全措置の対象とはなっておりません。それ以外の対象となっているのはオカヤドカリであったり、それ以

外のトカゲハゼであったり、トカゲハゼに対しては県道沿いに生息ができるようなところを設けるといような——改良区と呼んでいますけれども、もともと生息しているところをよりよくしていこうといようなところも進めておりまして、それ以外のサンゴ関係についても監視をするといようなものになっております。

○座波一委員 トカゲハゼなんですが、これは今もっと生息環境をよくするよなところを確保すると今話がありましたよね。答弁にありますけれども、これはいいことだと思います。

実は佐敷湾のほうもトカゲハゼがいて、そこはマリンタウンプロジェクトがトカゲハゼを保護するために一時停止になったんですよね。そういう問題があって、しかしながら地元としては環境と両立するよな開発は可能ではないかという声が非常に根強いんですよ。しかしながら、この佐敷湾の部分はなかなか進まずにあるという問題。これ非常に将来が見えないよな状態で、トカゲハゼ自体の生息環境がますます悪くなっているんですよ、向こうは。要するに、海が沈砂化していつて、流れが悪くなつてきて、そのよどみが、生活排水がどんどん出てくることによつて非常に海が浄化されない状態が続いている。そういうところに今トカゲハゼが何とかすみついている状態なんですけど。いわゆる環境を改善しながら生き物をしっかり再生させるための技術もあるはずなんですよ。そういうよな開発も可能なのかといふうに今思ったんですけど、そういう配慮のある土木工事といふのは環境部との打合せ等もやっているんですか。

○呉屋健一港湾課長 トカゲハゼに関しては、生態が二、三年しか生きないといふことで、生まれると海洋に出て行つて、それから舞い戻つてきて定着するといふこと的生活史を営む生物でありまして、中城湾全体として捉えることが適切といふうに言われておりまして、その中においても委員おっしゃるよな、佐敷の東地区——中学校の裏手のほう、その部分が非常に多く生息しているところがございます、そこも砂州の移動であったり、上流からの生活排水といふのがありまして、生息環境が以前と変わつてきていると——トカゲハゼにとつてなかなか厳しい環境になりつつあるといふことがございますけれども、調査した結果によつて、そんなに極端に悪い結果にはなつておらず、やはり生物ですので四季によつて変化しますので、あるタイミングで増えたり減つたりといふのがございますので、現状のところ生息は特に支障がないといふよな状態と言われております。

また、先ほどおっしゃった保全というものに配慮した、もう一步進めてやるべきじゃないかということに関しては、新港地区のほうでも試験造成地というのものが造ってありますので、そこの改良にも今取り組んでいるところでございます。その結果によりますと、水たまりが必要であるとか、泥地をもっと増やすとか、砂質を改良するとか、そういったことで増える傾向が見られていますので、そこら辺にも力を入れていきたいと考えております。

○座波一委員 ちょっと今議案とそれたような質疑になってきていますけどね、実は大阪の関空も、周辺のこの造成の埋立ての仕方も、日が当たるような、浅瀬がなるべくできるような埋立てにして、そこに、例えばノリというか、植物が、海藻類が繁茂するような仕組みにして、周辺が非常によみがえったと、サンゴもよみがえっているというような、そういう土木の技術次第によっては、生き物は再生するんですよ。海というのはその再生力がすごいから。そういう配慮のある、やはり土木をずっと研究してほしいなという意味で、今質疑していますから、よろしくお願いします。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 1点だけなんですけれども、資料の1ページで、総事業費270億円ということで、実はこれ最初の、当初の総事業費だと思えるんですけれども、今回これまでいろいろ予算がかかっている中、総事業費、大体完成までどれぐらいかかる予定になっていますか。

○呉屋健一港湾課長 270億円というのは橋梁そのものでございまして、この270億という、橋梁そのものということでよろしいでしょうか。

○玉城健一郎委員 全体契約270億円かかるということですよ。その中で、今回、最初に考えていた週休2日制の制度だったりとか、昨今の材料費だったり人件費の高騰とか、そういったものに関して加算されていなかったと思うんですよ。なので、恐らくこの総事業費270億円からもう少しプラスになってきて、大体今積算が出ていると思うんですけど、その辺りって今幾らになっていますか。

○呉屋健一港湾課長 この橋梁については、前年度事業の再評価委員会という

ものがございます、そのときに橋梁の費用を見直しております。なので、現時点の最新の事業費を見込んでいるということでございます。

○玉城健一郎委員 現時点で今最新の事業——その270億はその当初の予算ですよね。当初の計画ですよね。現時点で大体これが今幾らくらいに、総事業費、完成までなる予定ですか。

○呉屋健一港湾課長 今申し上げている270億というのは、現在まで施工した部分も含んで、これから先に残っている工事も含めて、トータルで270億ということですので、委員おっしゃるように過去からやってきていますので当然物価も上昇してきているというのもありますので、それも含みで、トータルで270億円ということになります。

○玉城健一郎委員 最後に1点なんですけど、先ほど崎山委員からこの県道20号線の供用開始はいつになるかという質疑があったんですけども、そこはいつになりますかね。

○呉屋健一港湾課長 5年度末の一部使用を——4分の2ということで完成を目指して進めているところでございます。

○玉城健一郎委員 一部使用となってきたら、ここまで完成しますよね。この絵だったら。ここから先は工事用車道路を使うんですか。どんなふうにするんですか。

○呉屋健一港湾課長 4車線中のうち2車線ということで、片側今橋梁をかけている写真がございますけれども、その部分の北側の部分を供用するということになります。

○玉城健一郎委員 下の部分はどうやってつなげるんですか。

○呉屋健一港湾課長 まずは写真の上側の部分の施工を4分の2ということで施工しまして、その後に、下側の4分の2をまた施工するということになります。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 1点だけ。今供用開始の話があったんですけども、人工ビーチ——沖縄市は早く人工ビーチを使えるようにしてくれという要望がずっとあるんですけども、その橋梁との関係で、それはいつになりますか。

○呉屋健一港湾課長 沖縄市と調整を進めておりますけれども、ビーチの供用というか一部使用、それは5年度末から始めていきたいというふうに今調整をしているところでございます。

○金城勉委員 ということは、この橋梁の片側を供用開始して、ビーチも供用できる、使用できるような環境が5年度末にはできると。

○呉屋健一港湾課長 それを目指して今鋭意進めているところでございます。

○金城勉委員 以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○下地康教副委員長 再開いたします。
議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○下地康教副委員長 再開いたします。

これより議案の採決を行います。

乙第20号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は、3月10日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副委員長 下地康教